

地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業者の自己評価について

1 目的

地域包括支援センターの事業内容を評価する共通の評価尺度として、本市独自にセンター業務の実施状況に係る自己評価表を作成し、これを活用することにより、各センターにおける課題を整理し、業務改善等に役立てる。

2 活用方法

- (1) 地域包括支援センター及び在宅介護支援センター（ブランチ）は、自己評価表により前年度のセンター業務に係る自己評価を行い、業務の改善に役立てる。
- (2) 市は、センターから自己評価結果の報告を受け、必要に応じて、委託業務の処理状況について調査し、指示する。
- (3) 地域包括支援センター運営協議会は、市から評価状況の報告を受け、センターの事業内容を評価するときの評価資料とする。運営協議会において、公正・中立性を確保した上で適切な運営が行われていると認められるセンターについては、継続して委託先法人として選定する。
- (4) その他実情に応じて活用する。

3 経過と今後のスケジュール

平成23年度に前年度のセンター業務の実施状況に係る自己評価を試し、センター業務の改善や課題の整理に有効であることが確認できたため、平成24年度から本格実施した。

(1) 自己評価表の種類

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ア 長野市地域包括支援センター自己評価表 | 別紙、資料3 - 1のとおり |
| イ 長野市・指定介護予防支援事業所の自己評価基準 | 別紙、資料3 - 2のとおり |
| ウ 長野市在宅介護支援センター自己評価表 | 別紙、資料3 - 3のとおり |

(2) 実施時期

平成25年4月1日（前年度のセンター業務についての自己評価を実施する。）